

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 7 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町こども館の設置及び管理に関する条例 (不許可及び使用許可の取消し)</p> <p>第 7 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、こども館の使用を不許可とし、既に許可した場合は、これを取り消すことができる。</p> <p>(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等を損害又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 不正な行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 使用目的を変更したとき。</p> <p>(5) 町長が管理運営上必要と認めて指示した事項に従わないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、こども館の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 8 条、別表
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町こども館の設置及び管理に関する条例 (使用料金の納入) 第 8 条   こども館を使用する者は、別表に定める使用料金を納入しなければならない。 別表   略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日